

国立市企業誘致促進条例

(目 的)

第 1 条 この条例は、民間企業と共にまちを育むことを基本理念に、地域の特色に配慮し、生活者の視点に立った企業誘致を促進することにより、地域経済の活性化と住民の雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業誘導地域 企業立地を促進すべき地域で次条に規定するものをいう。
- (2) 企業 営利事業を目的とする法人又は個人をいう。
- (3) 事業施設 企業がその事業の用に供するために設置する事務所、研究所、工場その他これらに類するもの及びこれらに付随する関連施設をいう。
- (4) 新設 国立市の区域内（以下「市内」という。）に事業施設を所有しない者が産業誘導地域内に新たに事業施設を設置すること又は市内に事業施設を所有する者が次号の増設を除き、産業誘導地域内に事業施設を新たに設置し、若しくは事業施設の全部を移転することをいう。
- (5) 増設 産業誘導地域内において、事業施設を所有する者が事業拡大のため、当該事業施設の敷地内若しくは当該敷地に隣接する土地に事業施設を設置することをいう。
- (6) 立地 企業が事業施設を新設若しくは増設し、又は賃借して事業を開始することをいう。
- (7) 事業用地 事業施設の敷地又は立地を目的として整備された土地をいう。
- (8) 事業用建物 企業が事業施設の開設を目的に建築した建物をいう。
- (9) 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる会社及び個人をいう。
- (10) 常用雇用者 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者をいう。
- (11) 投下固定資産額 企業が事業施設を設置するために取得した地方税

法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得合計額をいう。

(12) 指定企業 第4条第1項の規定により、市長の指定を受けた企業をいう。

(13) 指定企業誘致協力者 第4条第2項の規定により、市長の指定を受けた事業用地又は事業用建物の所有者をいう。

（産業誘導地域）

第3条 産業誘導地域は、市内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、準工業地域、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。

（企業等の指定）

第4条 産業誘導地域内に立地する企業で、第7条第1項第1号に掲げるまちづくり協力金又は同項第2号に掲げる利子補給金の交付を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。

2 第7条第1項第3号に掲げる企業立地協力金の交付を受けようとする、産業誘導地域内の対象となる事業用地又は事業用建物の所有者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。

3 第1項及び第2項の指定は、第6条第1項の国立市誘致企業審査委員会の審査を経て、市長が行うものとする。

4 前各項に定めるもののほか、企業等の指定について必要な事項は、規則で定める。

（指定企業等の要件）

第5条 指定企業は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 事業の分野が次のいずれかに該当するものであること。

ア 文学・芸術・教育関連

イ 学術・商品開発研究関連

ウ 生活文化関連

エ 情報・通信関連

オ 新製造技術関連

カ スポーツ・健康関連

- キ 縫製・ファッション関連
- ク 新エネルギー・省エネルギー関連
- ケ バイオテクノロジー関連
- コ その他市長が適当と認める分野

(2) 事業の業種が次のいずれかに該当するもので規則で定めるものであること。

- ア 製品の製造、加工又は修理に係る事業
- イ 情報通信に係る事業
- ウ 卸売に係る事業
- エ 開発研究等を行う事業
- オ その他市長が特に必要があると認める事業

(3) 事業の規模の要件が次のいずれかに該当するものであること。

- ア 取得又は賃貸した事業用地の面積が1,000平方メートル以上（中小企業にあっては、500平方メートル以上）であること。
- イ 事業用地を除き、投下固定資産額が2億円以上（中小企業にあっては、1億円以上）であること。
- ウ その他市長が特に必要と認める要件を備えていること。

(4) 事業施設の常用雇用者が20人以上（中小企業にあっては、10人以上）又は雇用者総数が50人以上（中小企業にあっては、30人以上）であること。

(5) 地域の特性に適合し、事業に関し環境の保全に必要な措置が講じられていること。

(6) 立地する企業の事業施設及び事業内容が、立地の際に適用を受ける法令等に適合していること。

(7) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

2 指定企業誘致協力者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 指定企業に対して、産業誘導地域内に事業施設を開設するための事業用地又は事業用建物を賃貸すること。

(2) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

(審査委員会の設置)

第6条 市長は、第4条第1項及び第2項の指定に関する事項を審査する

ため、国立市誘致企業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、前条の規定による審査のほか、市長の諮問に応じ企業誘致に関する事項について調査及び審議し、答申する。
- 3 審査委員会は、委員8名以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者 3名以内
 - (2) 企業誘致に関連する知識を有する者 5名以内
- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、利害関係を有する企業の審査に加わることができない。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（奨励措置）

第7条 市長は、指定企業及び指定企業誘致協力者に対し、奨励措置として次の各号に掲げる協力金等（以下「協力金等」という。）を、予算の範囲内において、それぞれ当該各号に定めるところにより交付することができる。

- (1) まちづくり協力金 指定企業に対し、前年度に納付した固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等納税額」という。）のうち、20%から80%の範囲で、5年以内の期間、年額1億円を上限に助成する。
 - (2) 利子補給金 指定企業に対し、5年以内の期間で、固定資産税等納税額の20%を上限に助成する。
 - (3) 企業立地協力金 指定企業誘致協力者に対し、固定資産税等納税額のうち、20%から80%の範囲で、5年以内の期間、年額5千万円を上限に助成する。
- 2 前項に定めるもののほか、協力金等の交付額及び交付期間は、規則で定める。

3 市長は、まちづくり協力金の交付を受けようとする指定企業に対し、立地に関する情報の提供その他の適切な支援を講ずることができるものとする。

(交付申請)

第 8 条 協力金等の交付を受けようとする指定企業又は指定企業誘致協力者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、調査等を行い、適当と認めるときは、規則で定めるところにより、協力金等の交付の決定を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(変更の届出等)

第 9 条 指定企業及び指定企業誘致協力者は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第 4 条の規定による指定の内容に変更が生じたとき。

(2) 第 5 条の規定による指定の要件に変更が生じたとき。

(3) 事業を休止し、又は廃止したとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに審査し、必要に応じ調査等を行い、適当と認めるときは、変更を承認するものとする。この場合においては、条件を追加し、又は既に付した条件を取り消し、若しくは変更することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、変更の届出等に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定の取消等)

第 10 条 市長は、指定企業及び指定企業誘致協力者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定又は協力金等の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 指定の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により指定又は協力金等の交付の決定を受けたとき。

(3) 指定又は協力金等の交付の決定に際し付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により協力金等の交付の決定を取り消した場合にお

いて、既に協力金等を交付しているときは、期限を定めて当該協力金等の返還を命ずることができる。

(地位の承継)

第11条 合併、営業譲渡、相続その他の事由により指定企業及び指定企業誘致協力者の地位を承継しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(報告等)

第12条 市長は、指定企業及び指定企業誘致協力者に対し、必要と認める事項について、報告を求め、書類を提出させ、又は実地に調査することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第59号を第60号とし、第17号から第58号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 誘致企業審査委員会委員

第4条中「第56号」を「第57号」に改める。

第5条中「第2条第57号から第59号」を「第2条第58号から第60号」に改める。

別表第2中

「

基本構想審議委員会委員	〃	9,100円
-------------	---	--------

を

」

「

基本構想審議委員会委員	〃	9,100円
誘致企業審査委員会委員	〃	9,100円

に

改める。

」